例規集データベース更新等業務に関する
公募型プロポーザル実施要項

1.趣旨

本要項は、法制執務において活用する例規集データベースの更新等に係る業務を委託するにあたり、委託事業者を公募型プロポーザル方式によって選定することを目的に、必要事項を定めたものである。

2.担当課

総務部総務課

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

TEL：0826-42-5611

e-mail：sohmu@city.akitakata.jp

3.業務概要

(1) 業務名

安芸高田市例規集データベース更新等業務

(2) 業務内容

「安芸高田市例規集データベース更新等業務仕様書」に掲げる業務

(3) 委託期間

2027 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(4) 契約期間

契約締結日から 2032 年 3 月 31 日までとする。ただし 2027 年 3 月 31 日までの期間はシステム構築のための準備期間とする。

4.参加資格

参加資格は、参加表明書提出日を基準日として次の要件を満たす法人またはその他の団体（以下「法人等」という）とする。

(1) 安芸高田市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

(2) 公告の日から契約を締結した日までの期間で、建設業者等指名除外要綱（平成 16 年安芸高田市訓令第 77 号）第 2 条第 1 項に規定する指名除外等の措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 市税及び消費税等の滞納がない者であること。

(7) 過去5年以内に、国又は地方公共団体における同種業務の履行実績が2件以上ある者であること。

5. 実施スケジュール

内訳	期日・期間等
プロポーザル参加者の公募及び参加表明書受付開始	2026年11月2日（月）
参加表明書提出期限	2026年11月17日（火）
参加資格確認結果通知	2026年12月16日（水）
質問受付期限	2026年12月21日（月）
質問回答期限	2027年1月8日（金）
提案書等の提出期限	2027年1月20日（水）
プレゼンテーション審査	2027年1月下旬
審査結果通知	2027年1月下旬～2月上旬
契約締結	2027年2月上旬

6. 関係書類の配布

(1) 配布期間

2026年11月2日（月）から2027年1月20日（水）午後5時まで

（土日、祝日は除く）

(2) 配布方法

安芸高田市ホームページからのダウンロードを原則とする

7. 説明会

説明会は実施しない。

8. 提出書類・提出期限

提出書類		部数	提出期限
プロポーザル参加表明書（様式１）		1 部	11 月 17 日（火）
他の同種業務を受託した実績一覧表		1 部	
質問書（様式 2） ※メールで提出すること		1 部	12 月 21 日（月）
企画提案書※1	提案書概要版（A4 4～5 枚程度）	7 部	1 月 20 日（水）
	提案書	7 部	
見積書	正本	1 部	
	写し	6 部	
情報非公開希望申立書（様式 3）※2		1 部	
プレゼンテーション出席者名簿（様式 4）		1 部	
プロポーザル参加辞退届（様式 5）		1 部	
電子データの保存等に関する申出書（様式 6）		1 部	

※1 企画提案書は別紙「企画提案書作成要項」に基づき作成すること。

※2 提出書類は安芸高田市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、対象文書として原則公開とするが、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第 7 条第 2 号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定の適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示すること。（ただし、本市の検討の結果、公開となる場合もある。）なお、非公開を希望する部分がない場合でも、その旨を記載し、申立書を必ず提出すること。

9. 提出方法等

(1) 提出方法・提出時間

安芸高田市総務課へ直接持参又は郵送で期限内に提出すること。なお、郵送の場合も期限内に必着すること。

【受付時間：開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合も提出期限内に必着）】

(2) 提出先

安芸高田市総務部総務課

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

(3) 特記事項

ア 提出書類に虚偽があった場合は、応募を取り消す。

イ 提出期限内に企画提案書類等の提出がない場合は、応募を取り消す。

ウ 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された書類のうち、企画提案書以外の書類は、返却しない。

オ 最優秀提案者となった者の企画提案書は返却しない。

カ 申込受付以降に参加資格がないことが判明した場合は、受付を取り消す。

10. 質問・回答

(1) 提出期間

2026 年 11 月 2 日（月）から 2026 年 12 月 21 日（月）

(2) 提出方法

質問書（様式 2）により、電子メールで提出することとし、電話及び直接来庁による質問には応じない。質問書を送付したときは、送信した旨を必ず電話連絡すること。電話を受け付ける時間は開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとする。なお、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

安芸高田市総務部総務課

メールアドレス：sohmu@city.akitakata.jp

電話番号：0826-42-5611

(4) 回答方法及び回答日

業務実施上必要と認められるものについてのみ、回答する。

提出された質問に対する回答は、2027 年 1 月 8 日（金）までに安芸高田市ホームページで公開する。（質問提出者の名称は公表しない。）

11. 予算上限額

16,565,000 円（税込）　※委託期間 5 年間分

上記金額は、プロポーザルのために設定した限度額であり、契約金額ではない。なお、予算上限額を上回る金額による提案は失格とする。

12. 審査及び選定方法

例規集データベース更新等業務にかかる公募型プロポーザル実施要項及び仕様書等に基づいて提出された企画提案書等について、安芸高田市例規集データベース更新等業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という）が審査する。

(1) 設定した基準に基づいて、企画提案書、プレゼンテーション、ヒアリング審査及び見積金額等により公正かつ厳正に審査を実施し、受託候補者を 1 者選定する。選定にあたっては、各評価委員の採点を集計し、得点数が最も高い提案者を最優秀候補者に選定する。

(2) 審査にあたっては、各評価委員が評価項目ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる配点を満点として評価する。なお、総合評価点のうち提案評価点の満点（60 点）の 6 割の点（36 点）を最低基準点とする。

(3) 総合評価点の最も高い者が 2 者以上あるとき（同点のとき）の対応は次のとおり。

ア　提案者それぞれの 「提案評価点」「価格評価点」とも異なる場合は、「提案評価点」が高い者を最優秀提案者とする。

イ　提案者それぞれの 「提案評価点」「価格評価点」とも同じ場合は、評価委員が協議して、最優秀提案者を決定するものとする。

(4) 評価委員の氏名については、公表しない。

(5) 評価委員会は非公開とし、審査に関する問い合わせ及び結果に対する異議は一切受け付けない。

(6) 選定結果は、安芸高田市ホームページに掲載するとともに全提案者に書面で通知する。

(7) 選定結果の通知後、安芸高田市ホームページ等にて結果公表を行う。公表する内容は次のとおり。

最優秀提案者の名称、採点結果の合計点、次点者の点数。

(8) 提案者が１者のみの場合も、審査を実施し、評価の結果において基準点を満たす場合は当該提案者を最優秀提案事業者とする。基準点に満たない場合は、再度公募を検討する。

13. 評価項目及び評価基準

(1) 評価は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的に行うものとする。

(2) 評価委員の評価項目ごとの点数の平均点を算出し、提案者ごとの点数を決定する。

区分	評価項目	評価基準	配点
提案評価点	業務の実施体制と専門性	本業務に精通した責任者および担当者が配置され、法制執務の専門知識を持つスタッフが適切に確保されているか。	10
	例規更新の迅速性と正確性	条例・規則等の制定・改廃時において、原稿引渡しから反映までのスケジュールが適切であり、かつ校正ミスを防ぐための二重チェック体制などの品質管理策が具体的に示されているか。	10
	例規システムの効率性	例規システムにおいて、各種検索機能、リンク機能、例規の履歴管理、新旧対照表の自動作成支援、エラーチェック機能など、法制執務の事務負担を軽減するための機能が充実しているか。	10
	情報セキュリティとバックアップ	例規データの漏洩防止策、サーバーのセキュリティ、災害発生時のデータ復旧手順が具体的かつ堅牢に構築されているか。	10

	システムトラブル発生時のサポート体制	システムトラブル発生時の対応窓口（ヘルプデスク）が確保されており、迅速かつ柔軟な対応が期待できるか。	10
	独自提案・付加価値	AI を活用した検索支援、例規の立案・審査支援ツール、他自治体の先行事例に基づく事務効率化の提案など、本市にとって有益な独自の付加価値提案があるか。	10
価格評価点	見積額	経済的な見積額になっているか	40
総合評価点＝（提案評価点　＋　価格評価点）			100

14. プレゼンテーションの実施

(1) 日時

2027 年 1 月下旬を予定　※詳細については別途通知する。

(2) 場所

安芸高田市役所

(3) 出席人数

3 人以内

(4) 提案時間

1 者あたり 30 分以内（その後ヒアリング審査を 10 分程度行う）

(5) 使用備品

プレゼンテーション時に必要な使用機材、備品については、必要に応じて提案者で準備すること。ただし、スクリーン、電源、机、椅子については、市が準備する。

(6) その他

提案の説明は、企画提案書の内容を逸脱しないものとすること。また、説明資料は既に提出した書類のみとし、追加資料の配布等は認めない。 遅刻又は欠席した場合は、参加を辞退したものとみなす。

15. 契約

(1) 評価委員会で最優秀提案者として選定した提案者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約交渉が不調のときは、次点の者と契約締結の交渉を行う。

(3) 契約内容及び委託料は、提案者の内容をもとに、本市と協議の上、決定する。

16. 留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に係る費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 本プロポーザルの参加者は、公正なプロポーザルの確保のため、以下のような行為を行ってはならない。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為

イ 他の提案者と提案の内容又はその意思についての相談

ウ 選定終了前の他の提案者に対する提案内容の意図的な開示

以上